

問い合わせ先  
長野県消費生活センター 0268(27)8517  
総務課庶務係消費生活行政相談窓口 (32)3111



## クーリング・オフについて ご存知ですか？

### ●クーリング・オフってなに？

「頭を冷やして考える」の意味です。いったん申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静になって考え、取り消したい場合、法律で定められた期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

### ●クーリング・オフができる主な取引内容と期間

取引内容	期間 (契約書面を受取った日を含む)
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、 催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、 パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
訪問購入	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)	20日間

#### ※クーリング・オフができないもの

- ①店舗に出向いて契約・購入したもの
- ②通信販売(インターネットショッピングなど)
- ③総額が3,000円未満の現金取引
- ④消耗品(健康食品、化粧品など)で使用した分
- ⑤乗用車
- ⑥訪問購入のうち、車、大型家電、書籍など

### ●クーリング・オフの方法

- ①通知は必ず書面で行います。
- ②はがきに必要事項を書き、両面をコピーします。コピーは控えとして大切に保管してください。
- ③はがきは送ったことが証明できるように郵便局から「特定記録」または「簡易書留」で出しましょう。
- ④クレジット契約をした場合は、クレジット会社あてにも出しましょう。

通知書  
次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社 ☆☆☆☆株式会社  
担当者△△△△

支払った代金の〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
平成〇〇年〇月〇〇日  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフ以外にも、  
契約の解除や取り消しを  
主張できる場合があります！  
気軽にご相談ください！



# 平成30年度 第13回佐久広域連合防火ポスター展 入賞作品展示のお知らせ

火災予防をテーマとした第13回佐久広域連合防火ポスター展に、佐久広域管内11市町村の小学校4・5・6年生から1,199点と多くの作品を応募いただきました。

御代田町からは2つの小学校合わせて145点の作品応募があり、去る10月4日の審査会において4年生の部で北小学校 内堀叶絆さんの作品と、5年生の部で南小学校 柳澤青依さんの作品がそれぞれ優秀賞に選ばれました。11月11日には、佐久イオンモールにて表彰式が開催され、入賞された皆さんへ表彰状が授与されました。

入賞作品は平成31年1月4日(金)から9日(水)までの間「エコールみよた」にて展示されますのでぜひご覧ください。



問い合わせ先 佐久広域連合 御代田消防署(32)0119

平成30年度 第13回

## 佐久広域連合防火ポスター展 入賞作品(御代田町関連)

入賞作品掲載2作品



4年生の部優秀賞 御代田北小学校 内堀 叶絆さん



5年生の部優秀賞 御代田南小学校 柳澤 青依さん

(広告欄)

日頃お世話になっているあの人へ  
信州のおいしい麺をお贈りしませんか。

全国発送

そば通も満足!  
信州八割そば

町内産そば粉使用  
みよたそば

おなじみの  
七割そば

伊押し  
御代田町特産品認定

麺工房 やまよし 栄町店  
今すぐお電話を Tel.32-2022  
Fax.32-3966

### 忘新年会は「旬香」で決まり!

12月、1月のご宴会予約はお早めに

新米、新酒の季節

四季の味処

香りと優しいフレッシュな  
味わいをお楽しみください  
佐久の〔寒竹〕、橘倉酒造、飯田の喜久水酒造  
他取り揃えております お試ください

旬香 SYUNKA

四季折々の食材で皆様をおもてなし ☎0267-32-8833